

パスポートをなくしてしまったら(手続きの流れ)

在ベトナム日本国大使館領事部

当地から日本にまっすぐ帰国する方には「帰国のための渡航書」(以下「渡航書」)を発行します。手続きの順番は下記のとおりです。

※日本にまっすぐ帰国しない場合は、大使館に相談してください。

□1 戸籍謄本(全部事項証明)、又は戸籍電子証明書提供用識別符号(以下「符号」)、又は本籍地の記載された住民票を入手

- ・戸籍謄本もしくは本籍地記載の住民票はコピー可(日本から画像を大使館宛にメール送信するの也可)
- ・マイナポータルサイト上での「符号」取得手続きは以下のサイトでご確認ください。

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

□2 ベトナム公安(警察)で紛失届受理証明書を手入

- ・宿泊ホテルの方に同行してもらうことをおすすめします。同行してもらうことが困難で外国語に自信がない方は、通訳(日本語・ベトナム語)手配をした方がスムーズ(通訳は日系旅行会社等で手配できます)
- ・ハノイ市公安連絡先一覧 <https://www.vn.emb-japan.go.jp/files/100532760.pdf>

□3 写真(縦4.5cm×横3.5cm)2枚を入手

□4 日本への帰国便を予約する

- ・渡航書申請の際、予約便のEチケット提出が必要です
- ・帰国便を決める際、以下の点にご留意ください

☆下記7の出国ビザの取得には数日を要します(申請から交付まで通常5営業日)

☆出国ビザ手続きのため大使館から旅券紛失と帰国便について説明したベトナム語のレターをお渡しします

☆ベトナム出入国管理局では大使館レター記載の帰国便に間に合うよう出国ビザを交付する傾向にあります
が、帰国便は日程変更可能なフライトの手配をおすすめします

例えば、6月5日午前に申請、翌日6日午後に出国ビザが発行されたケースがあります

(自助努力での交渉次第ですが、当日申請、当日発行は困難)

□5 大使館で旅券紛失届と渡航書申請書を提出、渡航書を取得

- ・必要書類は上記1～4 当館HP: https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/JP_Passportshinsei.html
- ・帰国スケジュールにあわせてなるべく早く渡航書を発行しています(即日発給可)
- ・渡航書の支払いは現金のみです。手数料はこちら https://www.vn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoujitesuryou.html

□6 大使館からベトナム出入国管理局宛のレターを受け取る

上記2で取得した紛失届受理証明書原本及び帰国便のEチケット写しをレターに添付します

□7 ベトナム出入国管理局へ行き、出国ビザを申請

大使館発行のレターに用件は記載されているので、右を提示すれば事情は通じますが、外国語に自信がない場合は通訳を手配したほうがスムーズ(通訳は日系旅行会社等で手配できます)

□8 ベトナム出入国管理局で渡航書に出国ビザを取得し、帰国

出国ビザの有効期間はベトナム出入国管理局の判断で決められますが、一般的に数日間有効なものとなります。出国ビザを受け取ったら有効期限内に出国してください